

## 目録標題といふこと(一)

渡辺 信和

### 《一》目録標題といふ概念

説話集など説話が集積された作品では、一つ一つの説話に題目があり、それも標題としての意味を持つと思われる。それを説話標題というならば、その説話標題を目録の形で或いは初巻巻頭に、或いは各巻ごとにその冒頭に置くことが多い。それを目録標題と呼ぶことができよう。時として、そうした目録の標題と各説話の前に置かれた標題との間には若干の違いがあり、そのことにも意味を求めることができるのかも知れない。しかし、今回はそうした点には注意を払わず、説話集全体を俯瞰する形で置かれていると思われる目録標題に注目してその意味を考えてみたい。事例としては日本における最初の説話集『日本国現報善悪靈異記』(以下『靈異記』)を取り上げる。

『靈異記』については既に説話の「標題」を取り上げた先行論文がある。(八木毅『日本靈異記の研究』風間書房、一九七六、出雲路修『説話集の世界』岩波書店、一九八八、及び宮田尚『日本靈異記』から『今昔物語集』へ―標題覚え書き―『日本文学研究』三四、一九九九)いま、宮田氏の論に導かれつつ検討しておきたい。ここで論じるのは、各説話の前に附された標題ではなく、ある時期に『靈異記』の各巻序の後ろに附された目録標題である。それぞれは若干の機能の差異があるだろう。

『靈異記』の目録標題は、それぞれの話頭にある標題と若干のずれはあるものの、概ね同じである。標題が説話の内容を端的に表すものだとするれば、何時、どこで、誰が、何を、どうしたという要素の幾つかを以て構成するものとなるだろう。宮田氏は「はなしの内容を(行為)と(結果)と示している。」とまとめられる。目録標題のほぼ半分には(誰が)が含まれている。

『靈異記』の目録標題には、時間及び場所を示す語はない。『靈異記』は事象の起こった時間、場所に関心がないのかといえ、そうではないだろうことは各説話の冒頭部分の叙述に照らせば明らかのように、多くで何時ということ、どここの出自の人間がということが記される。出自の記された場所で起こった事柄はそのまま記され、異なった場所で起こった事柄は起こった場所をさらに記す傾向にある。

おおむねはそうした形式であるが、例外的な説話が、下巻の「災與善表相先現而後其災善答被縁 第卅八」である。この説話は特異で、一つの事件というのではなく一定の年限の歴史的な叙述をするものであり、標題もそのことを示している。そのほかはその説話の内容を、「何をどうした」の形で取り出したものといえるであろう。

### 《二》『日本靈異記』の目録標題

今、標題と説話の關係を瞥見するために、目錄標題を掲げ、括弧内に説話の主人公に関わる記述を挙げる。

〔 〕内は主人公と思われるのだが、題目標題では異なつた存在が挙げられている場合の主人公を示す。また目錄標題の傍線を施した部分は主格、すなわち目錄標題における主人公を記述する部分である。引用文はすべて国文学研究資料館が公開する電子版の岩波日本古典文学大系『日本靈異記』をダウンロードして用いた。

◇上巻

○捉雷縁 第一

(小子部栖輕)

○狐為妻令生子縁 第二

(三野の国大野の郡の人)

○得雷之惡令生子強力在縁 第三

(尾張の国阿育知の郡片穂の里に一の農夫有り)・後に産まれし児

(道場法師と号く)

○聖徳皇太子示異表縁 第四

(聖徳皇太子)

○信敬三宝得現報縁 第五

(大花位大部屋栖野古の連の公)

○憑念觀音菩薩得現報縁 第六

(老師行善は俗姓は聖部の氏)

○贖龜命放生得現報龜所助縁 第七

(禪師弘濟は、百濟の国の人なり)

○髯者婦敬方広経得現報開両耳縁 第八

(衣縫伴造義通といふ者有り)

○嬰児驚所擒他国得逢父縁 第九

(美の郡の山里の人の家に、嬰児の女有り)

○偷用子物作牛役之示異表縁 第十

(棕の家長の公と云ふもの有り)

○自幼時用網捕魚而現得惡報縁 第十一

(饒磨の郡の濃於寺に、京の元興寺の沙門慈応大徳、檀越の請に因りて夏安居し、法花経を講ず。時に寺の辺に漁夫有り)

○人畜所履觸饑救收示靈表而現報縁 第十二

(高麗の学生道登)・死靈白骨)

○女人好風声之行食仙草以現身飛天縁 第十三

(部内の漆部造磨が妾)

○僧憶持心経得現報示奇事縁 第十四

(釈義覺は本百濟の人なり)

○惡人逼乞食僧而現得惡報縁 第十五

(故京の時に、一の愚人有り)

○无慈心剥生兔皮而現得惡報縁 第十六

(大和の国に一の壯夫有り。郷里姓名未だ詳かならず)

○遭兵災信敬觀音菩薩像得現報縁 第十七

(伊予の国越知の郡の大領先祖越智直)

○憶持法花経得現報示奇異表縁 第十八

(大和の国葛木の上の郡に、一人の持経の人有り。丹治比の氏なり)

○皆誦法花経品之人而現口喞斜得惡報縁 第十九

(山背の国に一の自度有り。姓名未だ詳かならず)

○僧用涌湯之分薪而与他作牛役之示奇表縁 第廿

(釈惠勝は延興寺の沙門なり)

○无慈心而馬負重駄以現得惡報縁 第廿一

(昔河内の国に菰販ぐ人有り。名を石別と曰ふ。)

○勤求学佛教弘法利物臨命終時示異表縁 第廿二

(故の道照法師は、船の氏、河内の国の人なり)

○凶人不孝養孀房母以現得惡死報縁 第廿三

(大和の国添の上の郡に、一の凶しき人有り。其の名未だ詳かならず。字を瞻保と曰ふ。)

○凶女不孝養所生母以現得惡死報縁 第廿四

(故京に一の凶しき婦有り。姓名未だ詳かならず。)

○忠臣少欲知足諸天見感得報示奇事縁 第廿五

(故の中納言從三位大神高市万侶の卿は、大后天皇の時の忠臣なり)

◇中巻

○持戒比丘修淨行而得現奇驗力縁 第廿六

(大皇后の天皇のみ代に、百濟の禪師有り、名を多常と曰ふ)

○邪見仮名沙弥斫塔木得惡報縁 第廿七

(石川の沙弥は、自度にして名無く、其の俗姓も亦未だ詳かならず)

○修持孔雀王呪法得異驗力以現作仙飛天縁 第廿八

(役の優婆塞は、賀茂役公、今の高賀茂の朝臣といふ者なり)

○邪見打破乞食沙弥鉢以現得惡死報縁 第廿九

(白髮部猪麿は、備中の国少田の郡の人なり)

○非理奪他物為惡行受惡報示奇事縁 第卅

(膳臣広国は豊前の国宮子の郡の少領なり)・父)

○慇懃婦信觀音願福分以現得大福德縁 第卅一

(御手代東人)

○帰信三宝欽仰衆僧令誦經得現報縁 第卅二

(「納見の里の百姓の家の」家人)

○妻為死夫建願図繪像有驗不燒火示異表縁第卅三

(昔此の寺の辺に賢し婦有り。名伝はら不。)

○令盜絹衣婦願妙現菩薩修得其絹衣縁 第卅四

(紀伊の国安諦の郡の私部寺の前に、昔一つの家有り。)

○知識為四恩作繪佛像有驗示奇表縁 第卅五

(河内の国若江の郡遊宜の村の中に、練行の沙弥尼有り。其の姓名未だ詳かならず。)

未だ詳かならず。)

○恃己高德刑賤形沙弥以現得惡死縁 第一

(太政大臣正二位長屋の親王)

○見鳥邪姪厭世修善縁 第二

(禪師信嚴は、和泉の国泉の郡の大領血沼県主倭麻呂なり。)

○惡逆子愛妻將殺母謀現被惡死縁 第三

(吉志大麻呂は、武蔵の国多麻の郡鴨の里の人なり。)

○力女桶力試縁 第四

(聖武天皇の御世に、三野の国片島の郡小川の市に一の力女有り。)

人と為り大きなり。名を三野狐とす。尾張の国愛智の郡片輪の里

に、一の力女有り。人と為り小し。)

○依漢神崇殺牛七頭又修放生善以現得善惡報緣第五

(撰津の国の東生の郡撫凹の村に、一の富める家長の公有り。姓名未だ詳ならず。)

○至誠心奉写法花經有驗示異事緣 第六

(聖武天皇の御代に、山背の国相樂の郡に、發願の人有り。姓名未だ詳ならず。)

○智者誹妬變化聖人而現至閻羅闕受地獄苦緣 第七

(釈智光は、河内の国の人、其の安宿の郡鋤田寺の沙門なり。俗姓は鋤田連。後に姓を上村主と改む。)

○贖蟹蝦命放生得現報緣 第八

(置染臣綱女は、奈良の京の富の尼寺の上座の尼法迹が女なり)

○己作寺用其寺物作牛役之緣 第九

(大伴赤麻呂は、武藏の国多磨の郡の大領なり。)

○常鳥卵煮食以得惡死報緣 第十

(和泉の国和泉の郡下痛脚の村に、一の中男有り、姓名未だ詳ならず。)

○罵僧与邪姪得惡病而死緣 第十一

(紀伊の国伊刀の郡桑原の狭屋寺の尼等發願して、彼の寺に法事を備け、奈良の右京の薬師寺の僧題惠禪師を請け、十一面觀音の悔過を奉仕す)・一の凶しき人有り。姓は文忌寸なり。字を上田三郎と云ふ。)

○贖蝦蟹命放生現報蟹所助緣 第十二

(山背の国紀伊の郡の部に、一の女人有り。姓名未だ詳ならず。)

○生愛欲恋吉祥天女像感応示奇表緣 第十三

(和泉の国泉の郡血渟の山寺に、吉祥天女の摂像有り)・信濃の国の優婆塞)

○窈女王婦敬吉祥天女像得現報緣 第十四

(一の窈しき女王有りて、宴衆の列に入る。)

○奉写法花經因供養頭母作牛之因緣 第十五

(高橋連東人は、伊賀の国山田の式噉代の里の人なり。)

○依不布施与放生而現得善惡報緣 第十六

(讃岐の国香川の郡坂田の里に、一の富人有り。夫と妻同姓にして綾君なり)・その家の使人)

○觀音銅像反化驚形示奇表緣 第十七

(大倭の国平群の郡鶴の村岡本の尼寺に、觀音の銅像十二体有り。)

○皆誦持法花經僧而現口喞斜得惡死報緣 第十八

(山背の国相樂の郡の部に、一の百衣有り。姓名未だ詳ならず。)

○憶持心經之女現至閻羅王闕示奇表緣 第十九

(利苺の優婆夷は、河内の国の人なり。姓は利苺村主なるが故に、以て字とす。)

○依惡夢至誠心使誦經示奇表得現全緣 第廿

(大和の国添の上の郡山村の里に、一の長母有り。姓名未だ詳ならず。)

○攝神王踰放光示奇得報緣 第廿一

(諸樂の京の東の山に、一つの寺有り。号けて金鷲と曰ふ。金鷲優婆塞、斯の山寺に住するが故に、以て字とす)・其の山寺に一つの執金剛神の摂像を居く)

○佛銅像盜人所捕示靈表頭盜人緣 廿二

(和泉の国日根の郡の部に、一の盗人有り、道路の辺に住む。姓名未だ詳ならず)・尽恵寺の佛の録)

○弥勒菩薩銅像盗人所捕示靈表頭盗人縁 第廿三

(聖武天皇の御世に、勅信、夜を巡りき)・弥勒菩薩の銅像)

○閻羅王使鬼得所召人之路以免縁 第廿四

(楯磐島は、諾楽の左京の六条五坊の人なり。大安寺の西の里に居住す)・使の鬼)

○閻羅王使鬼受所召人之饗而報恩縁 第廿五

(讃岐の国山田の郡に、布敷臣衣女有り)閻羅王の使の鬼)

○木作畢所棄佛像木示異靈縁 第廿六

(禪師広達は、俗姓下毛野朝臣、上總の国武射の郡の人なり。一は云はく、畔蒜の郡の人なりといへり)・梨)

○力女示強力縁 第廿七

(尾張宿祢久玖利は、尾張の國中島の大領なり)・久玖利が妻は、同じ国愛知の郡片穂の里に有りし女人なり)

○極窮女於釈迦丈六佛願福分示奇表以現得大福縁 第廿八

(奈羅の京の大安寺の西の里に、一の女人有り)

○行基大徳放天眼視女人頭塗猪油而呵嘖縁 第廿九

(行基大徳)

○行基大徳女人携子視過去怨令投淵示異表縁 第卅

(行基大徳)

○将建塔発願時生女子捲舍利所産縁 卅一

(丹生直弟上は、遠江の国磐田の郡の人なり)・弟上年七十歳、妻年六十二歳にして、懷妊して女を生む)

○貸用寺息利酒不償死作牛役之償績 第卅二

(紀伊の国名草の郡三上の村の人、薬王寺の為に、知識を率引して、晋く薬分を息し、其の薬料の物を、岡田村主の姑女が家に寄せ、酒を作り利を息す)・桜の村に有る物部麿なり。字を塩春と号ふ)

○女人悪鬼見點被食噉縁 第卅三

(大和の国十市の郡菴知の村の東の方に、大きに富める家有り。姓は鏡作造なり。一の女子有り、名を万の子と曰ふ)

○孤嬢女憑敬観音銅像示奇表得現報縁 第卅四

(一の孤の嬢有り。未だ嫁がず夫無し。姓名未だ詳ならず)

○打法師以現得悪病而死縁 第卅五

(宇遅の王)

○観音像示神力縁 第卅六

(下毛野寺の金堂の東の脇士の観音)

○観音木像不焼火難示威神力縁 第卅七

(泉の国泉の郡の部内珍努の上の山寺に、正観自在菩薩の木像を居きて敬ひ供ふ)

○因慳食成大蛇縁 第卅八

(諾楽の京の馬庭の山寺に、一の僧常住す)

○薬師佛木像流水埋砂示靈表縁 第卅九

(薬師佛の木像)

○好於悪事者以現所誅利鋭得悪死報縁 第四十

(橘朝臣諾楽麻呂は、葛木の王の子なり)

○女人大蛇所婚頼薬力得全命縁 第四十一

(更荒の郡馬甘の里に、富める家有り。家に女子有り)

○極窮女憑敬千手観音像願福分以現得大福縁 第四十二

(海使<sup>海</sup>女は、諾楽の左京の九条二坊の人なり。)

◇下巻

○憶持法華経者舌著曝觸體中不朽縁 第一

(紀伊の国牟婁の郡熊野の村に、永興禪師といふひと有り)・爾の時  
に一の禪師有り)

○殺生物命結怨作狐狗互相報怨縁 第二

(禪師永興は、諾楽の左京の興福寺の沙門なり。俗姓は葦屋君の  
氏、一に市往の氏と云へり)・時に彼の村に病者有り)

○沙門憑願十一面観音像得現報縁 第三

(沙門弁宗は、大安寺の僧なり)

○沙門誦持方広大乘沈海不溺縁 第四

(諾楽の京に一の大僧有り。名未だ詳かならず)

○妙見菩薩變化示異形頭盜人縁 第五

(妙見菩薩)

○禪師將食魚化作法華経覆俗誹縁 第六

(一の大僧有りて、彼の山寺に住し、精に勉めて道を修す)

○被観音木像助脱王難縁 第七

(正六位上大真山繼は、武蔵の国多磨の郡小河の郷の人なり)

○弥勒菩薩応於所願示奇形縁 第八

(近江の国坂田の郡遠江の里に、一の富人有り。姓名未だ詳かならず)

○閻羅王示奇表勸人令修善縁 第九

(藤原朝臣広足)

○如法奉写法花経火不焼縁 第十

(牟婁の沙弥は、榎本の氏なり。自度にして名無し。紀伊の国牟婁の  
郡の人なるが故に、字を牟婁の沙弥と号く)

○二目盲女人帰敬薬師佛木像以現得明眼縁 第十一

(諾楽の京の越田の池の南、蓼原の里の中の蓼原堂に、薬師如来の  
木像在り)・其の村に二つの目盲ひたる女有り。)

○二目盲男敬称千手観音日摩尼手以現得明 第十二

(奈良の京の薬師寺の東の辺の里に、盲ひたる人有り。)

○将写法花経建願人依願力得全命縁 第十三

(一人後れて出づる)役夫)

○拍于憶持千手呪者以現得惡死報縁 第十四

(越前の国加賀の郡に、浮浪人の長有り)

○撃于沙弥乞食以現得惡死報縁 第十五

(犬養宿禰真老は、諾楽の京の活目の陵の北の佐岐の村に居住す)

○女人濫嫁飢子乳故得現報縁 第十六

(横江臣成刀自女は、越前の国加賀の郡の人なり)

○未作畢捨撰像生呻音示奇表縁 第十七

(沙弥信行は、紀伊の国那賀の郡弥氣の里の人、俗姓は大伴連の祖  
是れなり)

○奉写法華経々師為邪姪以現得惡死報縁 第十八

(丹治比の経師は、河内の国丹治比の郡の人なり。姓は丹治比なるが  
故に、以て字とす)

○産生肉団之作女子修善化人縁 第十九

(肥後の国八代の郡豊服の郷の人、豊服広公の妻懷妊して、宝亀二年辛亥の冬、十一月十五日の寅の時に、一つの肉団を産み生ず)

○奉写法花経女人誹過失以現口喎斜報縁 第二十

(粟の国名方の郡埴の村に、一の女人在り。忌部首なり。字を多夜須子と曰ふ。麻殖の郡の人忌部連板屋)

○沙門一目眼盲使読金剛般若経得明眼縁 第二十一

(沙門長義は、諾楽の右京の薬師寺の僧なり)

○重斤取人物又写法花経以現得善惡報 第二十二

(他田舍人蝦夷は、信濃の国小県の郡跡目の里の人なり)

○用寺物復将写大般若建願以現得善惡報縁 第二十三

(大伴連忍勝は、信濃の国小県の郡嬢の里の人なり)

○依妨修行人得猴身縁 第二十四

(近江の国野州の郡の部内の御上の嶺に、神社有り。名を陀我の大神と曰ふ。封六戸を依せ奉る。社の辺に堂有り。白壁の天皇の御世の宝亀年中、其の堂に居住して、大安寺の僧惠勝、暫の頃修行せし時。小き白猴)

○漂流大海敬称尺迦佛名得全命縁 第二十五

(長男紀臣馬養は、紀伊の国安諦の郡吉備の郷の人なり。小男中臣連祖父鷹は、同じ国海部の郡浜中の郷の人なり)

○強非理徵債取多倍而現得惡死報縁 第二十六

(田中真人広虫女は、讃岐の国美貴の郡の大領、外従六位上小屋具主宮手が妻なり)

○觸髅目穴笋掲脱以祈之示靈表縁 第二十七

(備後の国葦田の郡大山の里の人、品知牧人)

○弥勒丈六其類蟻所嚼示奇異表縁 第二十八

(弥勒の丈六の佛像)

○村童戯刻木佛像愚夫破斫以現惡死報縁 第二十九

(紀伊の国海部の郡仁嗜の浜中の村に、一の愚癡の夫有り。姓名未だ詳かならず。秦の里に到る。當の里の小子)

○沙門積功作佛像臨命終時示異表縁 第三十

(老僧觀規は、俗姓、三間名干岐なり)

○女人産石以為神而濟縁 第三十一

(美乃の国方県の郡水野の郷楠見の村に、一の女人有り。姓は県の氏なり)

○用網漁夫值海中難憑願妙見得全命縁 第三十二

(吳原忌寸名妹丸は、大和の国高市の郡波多の里の人なり)

○刑罰賤沙弥乞食以現得頓惡死報 第三十三

(紀直吉足は、紀伊の国日高の郡別の里の椅の家長の公なり)

○南怨病嬰身因之受戒行善以現得愈病縁 第三十四

(巨勢皆女は、紀伊の国名草の郡埴生の里の女なり。)

○仮官勢非理為政得惡報縁 第三十五

(筑紫の肥前の国松浦の郡の人、火君の氏)・(遠江の国榛原の郡の人、物部古丸)の黒き椀)

○滅塔階仆寺幢得惡報縁 第三十六

(正一位藤原朝臣永手)

○不顧因果作惡受罪報縁 第三十七

(従四位上佐伯宿祢伊太知)

○災与善表相先現而後其災善答被縁 第卅八

(災と善との表相先づ現はれて、後に其の災と善との答を被る縁)

○智行並具禪師重得人身生国皇子縁 第卅九

(尺の善珠禪師は、俗姓跡連なり。母の姓を負ひて跡の氏と為る)

### 《三》『靈異記』目録標題の特徴

こうして全体を概観したときに、第一に注目したいのは説話の主人公を記述しているか否かである。

もともと『靈異記』には主人公の名前を記さない説話が多く見られる。上巻の第二話「狐為妻令生子縁 第二」は最初から「三乃国大乃郡人応為妻覓好嬢乗路而行」とこの出自であるのかを記すだけで、名前を記す意識がないようである。中巻第二十八話、第三十八話、第四十一話、下巻第六話、第十一話、第十二話、第十三話も同様で、出自に関わる記述を持たない。

しかし、第十六話「无慈心剥生兔皮而現得悪報縁 第十六」は「大和国有一丈夫。郷里姓名未詳也」とするようになり、その出自、姓名を記そうとする意識が見られる説話もある。その事例は上巻第十九話、第二十三話、第二十四話、第二十七話、第三十五話、中巻第五話、第六話、第十話、第十二話、第十八話、第二十話、第二十二話、第三十四話、下巻第四話、第八話、第二十九話に見られる。『靈異記』は全体で四十三話の主人公の名前を持たない説話があるのだが、その中で十六話にそうした意識があることは注目してよい傾向だと思われる。それは説話冒頭で時代、場所に続けて主人公たる人物を登場させ、その人物の姓を挙げて、説話を特定しようとする意識といえよう。

先に別の性格の説話とした下巻第三十八話を除くと、それ以外の説話では姓名、少なくとも出自を示す姓を明らかにしようとする意識がある。たとえば、下巻第二話「殺生物命結怨作狐狗互相報怨縁 第二」では「禪師永興は、諾桑の左京の興福寺の沙門なり。俗姓は葦屋君の氏、一に市往氏と云へり。摂津の国手島の郡の人なり。」と、僧の出自を記した上に、一説をも挙げて、より正確な情報を示そうとするかのようであるし、下巻第十話「如法奉写法花經火不焼縁 第十」では「牟婁の沙弥は、榎本の氏なり。自度にして名無し。紀伊の国牟婁の郡の人なるが故に、字を牟婁の沙弥と号く。」として、出自を挙げ、自度で名がないとしながら、呼称としての「牟婁の沙弥」を挙げて、人物を特定しようとする。

一見主人公の姓名を挙げないかに見える下巻第十四話「拍于憶持千手呪者以現得悪死報縁 第十四」では確かに最初に出てくる一方の当事者で、現報を受けて死んだ者については、「越前の国加賀の郡に、浮浪人の長有り。」とのみ記してその姓名を問わない。しかしもう一方の当事者で、被害にあつた者については「時に京戸小野朝臣庭麿といふもの有り。優婆塞と為り、常に千手の呪を誦持するを業とす。」と出自、姓名を記しており、関心は彼の側にこそ有つたことを示しているかのようである。『靈異記』の作者景戒はかなりの関心を持つて説話の時、場所、人物を明らかにしようとしたといえよう。

しかし、目録標題では、こうした人名と出自へのこだわりは見られない。上巻第四話の「聖徳皇太子」と中巻第二十九話、第三十話の「行基大徳」を除けば、主人公乃至目録題目で主格で表現されている者は普通名詞である。

たとえば「僧」(上14、20)、「智者」(中7)、「沙門」(下3、4、21、30)、「禪師」(下6)など、主人公の持つ属性として僧侶であること以外何ら修飾語を持たない表現や、「女人」(上13、中33、下16、31)と、女性であることのほかは何

らの情報も与えないものがある。本文では釈義覚(上14)、釈惠勝(上20)、智光(中7)、沙門弁宗(下3)、長義(下21)、老僧觀規(下30)などと殆どに固有の名称が附され、出自や居所などが記されるのに、目録標題ではそうした記述を持たない。それは「嬰兒」(上9)も同断であろう。年齢的属性以外は性別すら示さない。「妻」(上33)では少し属性が明らかとされる。「豊者」(上8)、

「邪見仮名沙弥」(上27)、「悪人」(上15)、「凶人」(上23)、「凶女」(上24)、「忠臣」(上25)、「持戒比丘」(上26)、「悪逆子」(中3)、「力女」(中4、27)、「窮女王」(中14)、「極窮女」(中28、42)、「孤嬢女」(中34)、「好於悪事者」(中40)、「二目盲女」(下11)、「二目盲男」(下12)、「智行並具禪師」(下39)など若干の属性がわかるものがあるが、これらも抽象的な表現の範疇を超えない。さらに「得雷之慈令生子」(上2)、「將建塔發願時生女子」(中31)、「産生肉団之作女子」(下19)産子のように、特異な出生をしたことを示し、対象が特定できそうな主人公の記述もあるが、それでも場所や時期を示さない。また「奉写法華經經師」(下18)、「用網漁夫」(下32)は、具体的な行為と関わるのだがそれも経師、漁夫などの職掌が示されるのみで名称による特定をしようとはしない。特異な事例では「村童」が木仏をつくり、「愚夫」がそれを壊したとする(下29)説話の要約のようなものがあるが、これも具体的な名は記されない。このことは、少なくとも目録標題では誰がというところに関心がなかったことを示しているよう。説話を捉える指標として特定の人物を示す出自や姓名などは必要とされていなかったのである。

わずかな例外は聖徳太子と行基である。彼らは逆に特別な存在として意識されていたことを意味しないか。先に挙げた永興禪師は下巻の第一話「憶持法華經者舌著曝觸髓中不朽縁 第一」、第二話「殺生物命結怨作狐狗互相報怨縁 第二」に連続して事象の目撃者として記される有徳の僧なのだが、彼に

ついてはその名を目録標題に記さない。聖徳太子と行基とだけが特別なのである。いずれも化現者と考えられていた存在であるだけでなく、聖徳太子はおそらく観音そのものと考えられていたのではないか。ひよっとすると行基についても同断で、そうなれば木像などと同様のレベルの名称と意識されていた可能性があるのである。

ところで、その下巻第一話、第二話はそれぞれ、「紀伊の国牟婁の郡熊野の村に、永興禪師といふひと有り」、「禪師永興は、諾楽の左京の興福寺の沙門なり。俗姓は葦屋君の氏、一に市往の氏と云へり」と書き起こされるが、目録標題には彼と親交のあった「禪師」の觸髓であったり、彼の住んでいた村の「病者」であったりが目録標題の示すところの主格である。目録標題の記すところと、説話の描くところに差異が見られるものがある。その事例を幾つか検討しておく。

上巻第三十話「非理奪他物為悪行受惡報示奇事縁 第卅」は、「膳臣広国は豊前の国宮子の郡の少領なり」と書き出す。目録標題を見て、本文を読み始めるときには、非理に他の物を奪い、悪行を為したのは広国であろうと推測しながら読むことになるであろう。読み進めればすぐわかるのだが、この話は離別された亡妻の訴えによって地獄に召された広国がその父のいる地獄へ行き、父が責め苦に遭うにいたった生前の悪業を語る話なのだが、その悪業が非理に他の物を奪い、悪行を為したことであったのである。広国は地獄で見聞したことを記録し広め、また父の為に造仏、写経し父の罪を贖ったとする。広国の物語とすれば「地獄で亡父に逢い、三宝に供養し父の罪を贖う縁」などとなるのではないか。目録標題の関心は父の受けた報いにあったのである。

中巻第十六話「依不布施与放生而現得善惡報縁 第十六」も「讃岐の国香川の郡坂田の里に、一の富人有り。夫と妻同姓にして綾君なり。」と書き出す

のだが、目録標題の「布施せ不ると放生すると」の行爲を行ったのは、その家の使人であつて、むしろ綾君夫婦は善人とされているのである。中卷第三十二話「貸用寺息利酒不償死作牛役之償續 第卅二」も、冒頭の書き出しから、牛になつた「桜の村に有る物部曆」までは距離があり、最初に出てくる「岡田村主の姑女」の位置はわかりにくい。

上卷第三十三話「妻為死夫建願図繪像有驗不燒火示異表縁 第卅三」の書きだしは「河内の国石川の郡八多寺に、阿弥陀の畫像有り。其の里人の云はく、『昔此の寺の辺に賢し婦有り。名伝はら不。(以下略)』』として、阿弥陀繪像の由来譚を里人が語つたという構造を取る。その里人の語つた内容が目録標題に採用されているのである。説話を確からしくするための里人からの伝聞という構造は目録標題でははずされ、主題と考えられる造像とその像の驗が掲げられるのである。

下卷第二十四「依坊修行人得猴身縁 第二十四」も、夢告と靈驗による祭祀が語られる。

同じく下卷第十一話は、「二目盲女人帰敬薬師佛木像以現得明眼縁 第十一」も「諾楽の京の越田の池の南、蓼原の里の中の蓼原堂に、薬師如來の木像在り」と書き出しており、靈驗譚としての性格を示す。

中卷第十三話「生愛欲恋吉祥天女像感応示奇表縁 第十三」の書き出しは「和泉の国泉の郡血渟の山寺に、吉祥天女の撰像有り」と靈驗譚的であるが、内容は靈驗譚にはなつておらず、後述のように目録標題としては吉祥天女撰像を主格に置くのでなければこのようになると思われる。

中卷第四話「力女桶力試縁 第四」の冒頭は、「聖武天皇の御世に、三野の国片島の郡小川の市に一の力女有り。人と為り大きなり。名を三野狐とす。」と書き出す。「三野狐」と呼ばれる女性が目録標題の「力女」であろうと読み

取れるが、もう少し読み進めると「時に、尾張の国愛智の郡片輪の里に、一の力女有り。人と為り小し。」とあつて、もう一人の「力女」が登場する。力比べを試みようとしたのは実は尾張の国の力女であつた。話は悪人とされる「三野狐」と、彼女を懲らしめるもう一人の「力女」の話である。目録標題の「力女」は当然後者のほうであつたのである。しかし書き出しは「三野狐」から始まつており、もし標題とするならば「三野狐桶力に破れし縁」とでもなるのであろうか。

これらは目録標題が説話の内容を規定することを前提とすると、そこで最初に登場する人物が主人公であつて、目録標題に示された行爲をした人物であるという形で登場人物の属性を規定することになるのであろう。それはミズリードをまねくことにもなる。

第十一話「罵僧与邪姪得惡病而死縁 第十一」も、起筆と主格が異なる例であるが、これはこの目録標題が妥当と思われる。

目録標題では、そのほかに、「人畜所履觸體」(上12)、「閻羅王使鬼」(中24)、25)、「憶持法華経者舌」(下1)、「閻羅王」(下9)などが主格として取り上げられている。さらには、「観音銅像」(中17)、「観音像」(中36)、「観音木像」(中37)、「弥勒菩薩銅像」(中23)、「弥勒菩薩」(下8)、「薬師仏木像」(中39)、「仏銅像」(中22)などが主格として取り上げられている目録標題もある。

これらの本文を読むと、中卷第二十四話「閻羅王使鬼得所召人之略以免縁 第廿四」、第二十五話「閻羅王使鬼受所召人之饗而報恩縁 第廿五」はそれぞれ、「檜磐島は、諾楽の左京の六条五坊の人なり。大安寺の西の里に居住す」、「讚岐の国山田の郡に、布敷臣衣女有り」とあり、中卷第二十二話「佛銅像盗人所捕示靈表頭盗人縁 廿二」も冒頭「和泉の国日根の郡の部内に、一の盗人有り、道路の辺に住む。姓名未だ詳ならず」、中卷第二十六話「木作畢所棄佛像木示異靈縁 第廿六」、冒頭「禅師広達は、俗姓下毛野朝臣、上

總の国武射の郡の人なり。一は云はく、畔蒜の郡の人なりといへり」、下巻第八話「弥勒菩薩応於所願示奇形縁 第八」、冒頭「近江の国坂田の郡遠江の里に、一の富人有り。姓名未だ詳かならず」、第十七話「未作畢捨撰像生呻音示奇表縁 第十七」、冒頭「沙弥信行は、紀伊の国那賀の郡弥氣の里の人、俗姓は大伴連の祖是れなり」と、それぞれ目撃した人物、閻羅王の使に召されようとした人物、仏像に祈った人物が主体となっている。それらでは目録標題が主客を転倒させているといえよう。

先にふれた永興の二つの事例もその範疇に有ろう。下巻の第二十七話「鬪體目穴笋掲脱以祈之示靈表縁 第二十七」や第三十五話は目録標題に主格を示さないが、その内容は冒頭の「備後の国葦田の郡大山の里の人、品知牧人」や、「筑紫の肥前の国松浦の郡の人、火君の氏」の物語ではなく、彼らが目撃した話にすぎない。

#### 《四》目録標題の機能

『靈異記』の目録標題を検討してきたが、そもそも目録標題は何を用途としてつけられるのか。

第一義は検索の用であろう。特定の内容、乃至はキーワードを持っている話が那邊にあるのかを知りたいというのが大方の目録標題の使い道であろう。とりわけ、説教などに利用しようとする場合にはそうした機能が最も望まれるところであろう。モチーフによる検索というところか。そうした場合、固有名詞は煩瑣であり、場合によっては主格ですら不用であろう。例えば中巻第三十五話「打法師以現得悪病而死縁」は法師を打つという行為が問題なのであ

て、誰によって行われたのかはどちらでもよいのであろう。具体的な教説の場では、どここの誰のよって、何時行われたのが、その説話の確からしさを証するキーワードになるだろうから、説話の収集者たちはその点に力を入れざるを得ないのであるが、目録標題を編集する段階では、かえって細かい固有名詞は煩瑣になると考えられるのだろう。それは説話集の編者が目録標題をつくったか否か(出雲路修、新日本古典文学大系『日本靈異記』凡例で景戒が撰述したときに目録があつたかどうか判別できないとされる)に関わらない目録標題そのものが持つ機能的な要請であつたと考えられよう。

第二義は説話集全体の俯瞰である。説話一々を検査するのではなく、目録標題によつて説話集全体が見渡せることも論を俟たない。どれほど膨大な説話集であつても各説話を読むよりは、目録標題を見る方が全体を概観するのに有効であることは明らかで、その用に供せられるべく目録標題はつくられるのである。その際には、一話一話の内容の差異よりは、共通項が見出される方が概観のために有用であろう。そのことは似たような目録標題が並ぶこと、例えば「力女」とか、「極貧女」など、人間を特性でくくってしまうことが有効であつたであろう。

そしてそれは、時として読み手に目録標題による説話内容の推測というミスリードの可能性を含んでいるのである。それでも目録標題をこのように表現しているのはそこに全体を俯瞰しての統合体としての意味づけを考えているからに他ならないだろう。その場合に連続する説話で同じようなタイトルを与えるとか、固有名詞ではなくたいして属性をも含まない名詞「禪師」、「女人」などによつて共通する話柄の存在や説話の配列を意識させる物として機能してきたのであろう。

如上、『靈異記』に拠つてその目録標題の特性を考えてきた。説話集の目録

標題一般に敷衍できるかどうかは今後の検討課題としたいが、例えば『三宝絵』のように説話のモチーフ側ではなくテーマを掲げる場合はどう考えるのか。『沙石集』や『雑談集』のように一説話が単位となっていない場合はどうか。ど、検討するべき課題は多い。さらに『靈異記』では検討し得なかったのだが、先行する中国の仏教説話集の目録標題とはどんな関わりがあるのかも視野に入れないといけないだろう。これも今後の検討課題である。